

**改正**

平成16年12月30日訓令第12号

平成18年12月15日訓令第10号

平成20年12月 5 日訓令第11号

平成21年12月21日訓令第 8 号

平成22年12月24日訓令第 9 号

平成26年12月26日訓令第 8 号

平成28年12月28日訓令第11号

令和 6 年 3 月14日訓令第 1 号

千歳市競争入札参加資格事務取扱規程

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、別に定めるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定に基づき、市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の対象等)

**第 2 条** 競争入札に参加しようとする者の資格の審査（以下「資格審査」という。）の対象とする契約の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 設計業務等の請負
- (3) 物品の購入、製造、修繕、改造、賃借及び売払い
- (4) 業務の委託
- (5) 電力の供給

2 前項の資格審査の対象とする業種は、別表第 1 に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その都度定めることができる。

(資格の要件)

**第 3 条** 資格審査の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、別に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 本市の市税を滞納している者
- (4) 消費税又は地方消費税を滞納している者
- (5) 営業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有しない者
- (6) 市長が競争入札の参加者として不適当であると認めた者  
(資格審査の申請)

**第4条** 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本（法人のみ）
- (2) 代表者身分証明書（個人のみ）
- (3) 営業証明書（個人のみ）
- (4) 財務諸表（法人のみ）
- (5) 確定申告書の写し（個人のみ）
- (6) 本市の市税に関する納税証明書
- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (8) 官公需適格組合証明書の写し（当該証明を受けている法人のみ）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第1項第1号に係る資格審査には、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の通知書という。）の写し
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る通知書又は当該許可に係る証明書の写し
- (3) 前号の許可を受ける際に提出した許可申請書別表の写し

3 第2条第1項第3号及び第4号に係る資格審査には、第1項に掲げる書類のほか、営業に関し、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とするものにあつては当該許可、免許、登録等に係る証明書の写しを添付しなければならない。

(資格審査及び決定等)

**第5条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、資格の有無を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による資格審査の結果、申請者が参加資格を有すると決定したときは、千歳市競争入札参加資格決定通知書（第8号様式）により当該申請者に通知するとともに、競争入札資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。

(登録の有効期間等)

**第6条** 前条第1項の規定による資格審査は、4年度ごとに1回これを行う。ただし、資格審査を行った年度以外の年度（次項において「追加年度」という。）においても1回に限り、追加の資格審査を行うことを妨げない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、資格審査を行うことができる。

3 第1項本文の資格審査により登録された者の登録の有効期間は登録した日の属する年度の翌年度の4月1日（当該登録した日が4月1日である場合は、当該日）から起算して4年間とし、同項ただし書の追加の資格審査により登録された者の登録の有効期間は追加年度の翌年度の4月1日（当該登録した日が4月1日である場合は、当該日）における第1項本文の資格審査により登録された者の登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

4 第2項の資格審査により登録された者の登録の有効期間は、登録した日における第1項の資格審査により登録された者の登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

5 第1項及び第2項の規定による資格審査に係る受付期間、受付場所その他必要な事項は、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）に規定する公示の附帯事項とする。

(申請事項の変更届等)

**第7条** 資格者名簿に登録された者（以下「資格者」という。）は、別表第2に掲げる事項に変更があったときは、千歳市競争入札参加資格変更届（第9号様式）に同表に掲げる書類を添付し、速やかに市長に届出なければならない。

2 資格者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を市長に届出なければならない。この場合において、必要に応じて事実を証する書類を添付しなければならない。

(1) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 死亡（法人においては解散）したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

(資格の再審査)

**第8条** 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格者の申請に基づき、再審査の上、当該資格に関する事項を変更することができる。

- (1) 資格者の営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転されたとき。
- (2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格者で、その構成員（資格者である者に限る。）に変更があったとき。
- (3) 企業組合又は協業組合である資格者で、その構成員に変更のあったとき。

2 前項の申請に当たっては、千歳市競争入札参加資格変更審査申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、変更内容が第1項第1号の規定に該当するものであるときは、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により資格に関する事項を変更したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

(競争入札参加の排除)

**第9条** 資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため競争入札に参加させないこととする期間は、別表第4の競争入札参加排除基準による。

(登録の取消し等)

**第10条** 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格者の登録を取り消すものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取消しがあったとき。
- (4) 第3条に規定する別に定める要件を欠くこととなったとき。

2 市長は、前項の規定により資格者の登録を取り消したときは、当該資格者に対し、その旨を文書をもって通知するものとする。

- 3 第8条第4項の規定は、第1項の規定により資格者の登録を取り消した場合について準用する。

(内部協議)

**第11条** 市長は、第2条第1項第1号及び第2号の業務に係る資格者について、政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除しようとするときは、千歳市建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程（平成3年千歳市訓令第3号）第2条の千歳市建設工事請負業者指名委員会に審議させることができる。

(補則)

**第12条** この訓令に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者の参加資格に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年12月18日から施行する。

(競争入札参加資格関係事務処理要綱及び千歳市物品購入等及び業務委託競争入札参加資格審査の取扱いに関する規程の廃止)

- 2 競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和52年千歳市訓令第3号）及び千歳市物品購入等及び業務委託競争入札参加資格審査の取扱いに関する規程（平成12年千歳市訓令第12号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行の際、現にこの訓令による廃止前の競争入札参加資格関係事務処理要綱第2条の規定及び千歳市物品購入等及び業務委託競争入札参加資格審査の取扱いに関する規程第6条第2項の規定により受けている登録については、その有効期間内に限り、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年12月30日訓令第12号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の千歳市競争入札参加資格事務取扱規程第6条第2項の規定により受けている登録については、その有効期間内に限り、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年12月15日訓令第10号）

この訓令は、平成18年12月25日から施行する。

**附 則**（平成20年12月5日訓令第11号）

この訓令は、平成20年12月5日から施行する。

**附 則**（平成21年12月21日訓令第8号）

この訓令は、平成21年12月25日から施行する。

**附 則**（平成22年12月24日訓令第9号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年12月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の千歳市競争入札参加資格事務取扱規程第5条第2項の規定により受けている登録については、その有効期間内に限り、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年12月26日訓令第8号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年12月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の千歳市競争入札参加資格事務取扱規程（以下「改正前の訓令」という。）第5条第2項の規定により受けている登録については、その有効期間内に限り、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の訓令の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

**附 則**（平成28年12月28日訓令第11号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年12月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の千歳市競争入札参加資格事務取扱規程（以下「改正前の訓令」という。）第5条第2項の規定により受けている登録については、その有効期間内に限り、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の訓令の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

**附 則**（令和6年3月14日訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の千歳市競争入札参加資格事務取扱規程の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

**別表第1**（第2条関係）

業種分類表

| 大分類  | 中分類               | 小分類 | 主な取扱品目（業務） |
|------|-------------------|-----|------------|
| 建設工事 | 1 土木一式工事          |     |            |
|      | 2 建築一式工事          |     |            |
|      | 3 大工工事            |     |            |
|      | 4 左官工事            |     |            |
|      | 5 とび・土工・コンクリート工事  |     |            |
|      | 6 石工事             |     |            |
|      | 7 屋根工事            |     |            |
|      | 8 電気工事            |     |            |
|      | 9 管工事             |     |            |
|      | 10 タイル・れんが・ブロック工事 |     |            |
|      | 11 鋼構造物工事         |     |            |
|      | 12 鉄筋工事           |     |            |
|      | 13 舗装工事           |     |            |
|      | 14 しゅんせつ工事        |     |            |
|      | 15 板金工事           |     |            |
|      | 16 ガラス工事          |     |            |
|      | 17 塗装工事           |     |            |
|      | 18 防水工事           |     |            |
|      | 19 内装仕上工事         |     |            |
|      | 20 機械器具設置工事       |     |            |
|      | 21 熱絶縁工事          |     |            |

|       |    |        |             |                                       |
|-------|----|--------|-------------|---------------------------------------|
|       | 22 | 電気通信工事 |             |                                       |
|       | 23 | 造園工事   |             |                                       |
|       | 24 | さく井工事  |             |                                       |
|       | 25 | 建具工事   |             |                                       |
|       | 26 | 水道施設工事 |             |                                       |
|       | 27 | 消防設備工事 |             |                                       |
|       | 28 | 清掃施設工事 |             |                                       |
|       | 29 | 解体工事   |             |                                       |
| 設計等   | 1  | 測量     |             |                                       |
|       | 2  | 地質調査   |             |                                       |
|       | 3  | 土木設計   |             |                                       |
|       | 4  | 建築設計   |             |                                       |
|       | 5  | 設備設計   |             |                                       |
|       | 6  | 技術資料作成 |             |                                       |
|       | 7  | 道路清掃   |             |                                       |
| 物品購入等 | 1  | 鉄工・機械  | (1) 建設用機械   | 土木・建設用機械、発電機等                         |
|       |    |        | (2) 農林業用機械  | チェーンソー、芝刈機、刈払機等                       |
|       |    |        | (3) その他機械器具 | ボイラー部品、浄水場・処理場部品、焼却炉部品、火葬炉部品、エアフィルター等 |
|       |    |        | (4) 鉄工機械修繕  | 整備及び修理                                |
|       | 2  | 建設資材   | (1) 鉄鋼      | 鉄鋼材、鉄蓋、アルミサッシ、鋼管等                     |
|       |    |        | (2) 骨材・セメント | 砂利、砕石、砂、縁石、ブロック等                      |
|       |    |        | (3) 木材      | 仮設・建築用木材、内外装材、保温材等                    |
|       |    |        | (4) 合成材     | アスファルト合材、塩ビ管等                         |

|  |          |                |                                                   |
|--|----------|----------------|---------------------------------------------------|
|  |          | (5) その他資材      | ガラス、畳、建具、衛生陶器、ペンキ、凍結防止剤等                          |
|  | 3 電気     | (1) 家庭用電気製品    | 映像・音響製品、空調暖房製品、照明器具、電池、家事・調理製品（冷蔵庫、洗濯機、掃除機等）、ミシン等 |
|  |          | (2) 放送・電波・通信機器 | 放送設備、無線機、電話・FAX設備等                                |
|  |          | (3) その他電気機械器具  | 電設資材、昇降装置、舞台照明等                                   |
|  | 4 農林漁業   | (1) 園芸用資材      | 肥料、農薬、園芸用品、黒土等                                    |
|  |          | (2) 生花         | 生花、鉢花等                                            |
|  |          | (3) 漁業用資材      | 魚網、釣具、船舶用品等                                       |
|  | 5 医療・理化学 | (1) 医療・理化学器具   | 医療用機器、理化学用機器、身長計・体重計、AED等                         |
|  |          | (2) 精密機械器具     | 光学機器、公害測定機器、水道メーター等                               |
|  |          | (3) 介護用機械器具    | 車椅子、ベッド等                                          |
|  |          | (4) 衛生材料       | 衛生材料、紙おむつ等                                        |
|  |          | (5) 医薬品        | 医療用薬品、各種家庭用薬品、ワクチン等                               |
|  |          | (6) 化学・工業薬品    |                                                   |
|  |          | (7) 医療材料       | 注射針、シリンジ、カテーテル、X線フィルム等                            |
|  |          | (8) 医療用ガス      | 液体酸素、酸素ガス、液体窒素、笑気ガス等                              |
|  | 6 事務・教材  | (1) 文具         | 文房具、紙、OA消耗品、印章・ゴム印等                               |

|  |           |               |                                      |
|--|-----------|---------------|--------------------------------------|
|  |           | (2) 事務用機械器具   | 事務用機械、事務用器具、OA機器、コンピュータソフトウェア、展示用器具等 |
|  |           | (3) 楽器        | 楽器、楽譜等                               |
|  |           | (4) 保育用品      | 保育教材・玩具、保育用器具等                       |
|  |           | (5) 教育用品      | 教科書、学校用教材等                           |
|  |           | (6) 図書        | 書籍、雑誌、紙芝居、地図、DVDソフトウェア等              |
|  | 7 写真      | (1) カメラ・カメラ用品 | カメラ、デジタルカメラ、カメラ用品等                   |
|  |           | (2) 現像・焼付け    | 現像、焼付け等                              |
|  | 8 スポーツ・記章 | (1) スポーツ用品    | スポーツ用具・機器、トレーニングウェア等                 |
|  |           | (2) アウトドア用品   | レジャー用テント、寝袋、テーブル・イス、レジャー用調理器具・食器類等   |
|  |           | (3) 記章        | トロフィー、盾、メダル、バッジ、腕章、旗等                |
|  | 9 印刷      | (1) 一般印刷      | 散らし、パンフレット、封筒、冊子等                    |
|  |           | (2) フォーム印刷    | 伝票、帳票等                               |
|  |           | (3) 特殊印刷      | 地図、シール等                              |
|  | 10 車両     | (1) 自動車       | 乗用車、バス、トラック等                         |
|  |           | (2) 特殊車両      | 除排雪用車両、モーターグレーダー、掘削機等                |
|  |           | (3) 架装        | 消防車両、救急車両、清掃車両等                      |
|  |           | (4) その他車両     | オートバイ、自転車・一輪車、                       |

|  |            |               |                                     |
|--|------------|---------------|-------------------------------------|
|  |            |               | リヤカー、除雪機等                           |
|  |            | (5) 車両部品      | 油脂、部品、用品、バッテリー、タイヤ等                 |
|  |            | (6) 車両修繕      | 点検・整備、修理・板金塗装等                      |
|  | 11 燃料      | (1) 石炭・木炭     | 石炭、木炭等                              |
|  |            | (2) 石油製品      | ガソリン、軽油、重油、灯油、液化石油ガス等               |
|  | 12 衣料・靴    | (1) 寝具        | 布団、毛布、枕、座布団等                        |
|  |            | (2) 被服・呉服     | 制服、防寒衣、雨衣、作業衣、白衣、事務服、手袋等            |
|  |            | (3) 履物・かばん    | 革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、運動靴、病院用シューズ、かばん等    |
|  | 13 家具・室内装飾 | (1) 家具類       | 木製家具、山台、製作家具、じゅうたん等                 |
|  |            | (2) カーテン      | カーテン、ブラインド、暗幕、舞台幕等                  |
|  |            | (3) 帆布類       | イベントテント、シート等                        |
|  | 14 保安用品    | (1) 保安用品      | ヘルメット、交通標識、工事表示板、スノーポール等            |
|  |            | (2) 消防器材      | 消防ホース、消防ポンプ、救助器具、避難器具、防火衣、消火器、消火薬剤等 |
|  | 15 時計・眼鏡   | (1) 時計・眼鏡・貴金属 | 時計、眼鏡、貴金属等                          |
|  |            | (2) 贈答品       | 贈答品全般                               |
|  | 16 金物・雑貨   | (1) 金物・家庭用器具  | 一般用金物、工具、道具、物置、車庫等                  |

|             |            |                  |                                                            |
|-------------|------------|------------------|------------------------------------------------------------|
|             |            | (2) 日用雑貨         | 家庭用雑貨、指定ごみ袋、石けん・洗剤類、軍手、清掃用品、ガラス・陶器類、収納用品等                  |
|             |            | (3) 厨房用機器        | 業務用厨房機器、給食用器具、調理台、食器類等                                     |
|             |            | (4) 暖房用器具・ガス器具   | ストーブ（灯油・ガス）、ガスコンロ等                                         |
|             | 17 看板      | (1) 看板           | 看板、横断幕・懸垂幕等                                                |
|             | 18 物品賃貸    | (1) 自動車賃貸        | 乗用車、バス、除雪車等                                                |
|             |            | (2) 事務用機器・通信機器賃貸 | 複写機、携帯電話、通信機器（携帯電話機を除く。）、OA機器、事務用機械・器具、システム一式（ソフトウェアを含む。）等 |
|             |            | (3) 医療用機器賃貸      | 医療機器、検査・分析機器等                                              |
|             |            | (4) その他物品賃貸      | 仮設ハウス、仮設トイレ、被服、計量器、トレーニング機器、除雪機・移動式融雪機等                    |
|             | 19 不用物品買受け | (1) 不用物品買受け      | 鉄くず、非鉄金属くず、車両等                                             |
|             | 業務委託       | 1 警備業務           | (1) 施設警備                                                   |
| (2) 機械警備    |            |                  |                                                            |
| 2 建物清掃業務    |            | (1) 館内清掃         | 一般清掃（庁舎、施設等）及び特別清掃（ワックス掛け等）                                |
|             |            | (2) その他建物清掃      | ガラス、外壁等                                                    |
| 3 建物設備等保守業務 |            | (1) 電気設備保守       | 電気工作物保守、通信設備保守等                                            |

|  |              |                     |                                                            |
|--|--------------|---------------------|------------------------------------------------------------|
|  |              | (2) 危険物貯蔵所・消防用設備等保守 |                                                            |
|  |              | (3) 機械設備保守          | 昇降装置保守、給排水設備保守、空調設備保守、冷暖房設備保守、自動ドア保守、トラックスケール保守（法定検査を含む。）等 |
|  |              | (4) その他建物設備等保守      | 舞台設備保守、音響・映像システム保守等                                        |
|  | 4 建物環境衛生管理業務 | (1) 水質検査            |                                                            |
|  |              | (2) 貯水槽・排水槽等清掃      | 貯水槽清掃、排水槽清掃、川底清掃等                                          |
|  |              | (3) その他建物環境衛生管理     | ばい煙測定、室内空気環境測定、ねずみ・昆虫等防除等                                  |
|  | 5 計量証明業務     | (1) 環境測定分析          | 大気測定分析、土壌汚染測定分析、水質汚濁測定分析、騒音測定分析等                           |
|  | 6 臨床検査業務     | (1) 臨床検査            |                                                            |
|  | 7 廃棄物処理業務    | (1) 一般廃棄物処理         | 浄化槽清掃、浄化槽保守点検、一般廃棄物収集運搬及び一般廃棄物処分                           |
|  |              | (2) 産業廃棄物処理         | 産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬及び特別管理産業廃棄物処分               |
|  | 8 運送業務       | (1) 旅客運送            | 一般旅客自動車運送、特定旅客自動車運送及びスクールバス運行管理                            |
|  |              | (2) 貨物運送            | 一般貨物自動車運送、特定貨                                              |

|  |                |                     |                                                   |
|--|----------------|---------------------|---------------------------------------------------|
|  |                |                     | 物自動車運送、貨物軽自動車運送、給食配送、文書配送及び指定ごみ袋保管配送              |
|  | 9 情報サービス・調査等業務 | (1) 電算処理            | コンピュータシステム・ソフトウェア（データベース等）の開発・保守、電算情報の加工処理、電子化業務等 |
|  |                | (2) 調査研究・企画立案       | 各種統計調査・分析、構想・計画（建設工事に係るものを除く。）の企画立案及びイベントの企画立案    |
|  |                | (3) 航空写真撮影・図面・台帳作成  | 航空写真撮影から図面製作まで、航空写真撮影及び現況図・地番図等の作成・修正             |
|  |                | (4) その他情報サービス・調査等業務 | ホームページ作成、自然環境調査、環境アセスメント、下水道管管内調査（漏水調査）等          |
|  | 10 その他業務       | (1) 学校用務業務          |                                                   |
|  |                | (2) ピアノ調律業務         |                                                   |
|  |                | (3) 構内除排雪業務         |                                                   |
|  |                | (4) スケートリンク造成管理業務   |                                                   |
|  |                | (5) 庭園等管理業務         | 施設等周辺の草刈り、施設等周辺の枝払い及び施設等周辺の軽易な清掃                  |
|  |                | (6) 広告業務            |                                                   |
|  |                | (7) その他業務           | パンフレット・ガイドブック企画制作、映像企画製作、翻                        |

|      |        |          |           |
|------|--------|----------|-----------|
|      |        |          | 訳、クリーニング等 |
| 電力供給 | 1 電力供給 | (1) 電力供給 |           |

**別表第2**（第7条関係）

変更届対象事項一覧表

| 変更事項                   |     | 添付書類                       |                      |                       |               |                     |                           |                            | 摘要                                |
|------------------------|-----|----------------------------|----------------------|-----------------------|---------------|---------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
|                        |     | 商業<br>登記<br>簿謄<br>本<br>(写) | 建設<br>業許<br>可通<br>知書 | 年間<br>委任<br>状(原<br>本) | 使用<br>印鑑<br>届 | 有資<br>格者<br>等名<br>簿 | 預金<br>口座<br>振込<br>申出<br>書 | 他の<br>事実<br>を証<br>する<br>書類 |                                   |
| 商号又は名称                 |     | ○                          |                      | △                     | ○             |                     | ○                         |                            |                                   |
| 組織変更                   |     | ○                          | ○                    | △                     | △             | △                   | ○                         | △                          |                                   |
| 資本金                    |     | ○                          |                      |                       |               |                     |                           |                            |                                   |
| 代表者                    | 申請者 | ○                          |                      | △                     | △             |                     | △                         |                            |                                   |
|                        | 受任者 | △                          |                      | ○                     |               |                     | △                         |                            |                                   |
| 所在地                    | 申請者 | ○                          |                      |                       |               |                     |                           |                            |                                   |
|                        | 受任者 | △                          |                      |                       |               |                     |                           |                            |                                   |
| 電話・FAX番<br>号           | 申請者 |                            |                      |                       |               |                     |                           |                            | 千歳市競争入札参加<br>資格変更届（第9号様<br>式）のみ提出 |
|                        | 受任者 |                            |                      |                       |               |                     |                           |                            |                                   |
| 使用印鑑                   |     |                            |                      |                       | ○             |                     |                           |                            |                                   |
| 道内有資格者（技術者）            |     |                            |                      |                       |               | ○                   |                           |                            | 名簿は変更後の全員<br>について記入               |
| 業種の廃業                  |     |                            |                      |                       |               |                     |                           | △                          | 廃業届                               |
| 建設業許可換え                |     |                            | ○                    |                       |               |                     |                           |                            | 知事・大臣許可の変更                        |
| 建設業許可の業種・区分            |     |                            | ○                    |                       |               |                     |                           |                            | 一般・特定の区分変更                        |
| 建設業許可番号（所在す<br>る支庁の移管） |     |                            | ○                    |                       |               |                     |                           |                            | 主たる営業所の所在<br>地を移転した場合             |
| 建設業許可の更新               |     |                            | ○                    |                       |               |                     |                           |                            |                                   |

|               |   |  |  |  |  |  |   |  |
|---------------|---|--|--|--|--|--|---|--|
| 小分類の追加        | ○ |  |  |  |  |  | ○ |  |
| 主な取扱品目（業務）の追加 | △ |  |  |  |  |  | △ |  |
| その他申請事項の変更    |   |  |  |  |  |  | ○ |  |

備考

- 1 必ず添付しなければならない書類については○印を、必要に応じて添付すれば足りる書類については△印を付した。
- 2 「預金口座振込申出書」は、物品の購入、製造、修繕、改造、賃借、売払い及び業務の委託に限り適用する。

別表第3（第8条関係）

変更審査申請書添付書類一覧表

| 承継の態様 | 添付書類                                                                                                                                     |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相続    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相続を証する書面</li> <li>2 相続した者に係る市区町村長が発行する身分証明書</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>                |
| 合併    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登記簿謄本（解散登記を含む。）</li> <li>2 合併契約書</li> <li>3 公正取引委員会への届出受理書</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol> |
| 営業譲渡  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登記簿謄本</li> <li>2 譲渡契約書又は譲渡承諾書</li> <li>3 公正取引委員会への届出受理書</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>    |
| 会社分割  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登記簿謄本</li> <li>2 会社分割契約書</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>                                   |

## 別表第4（第9条関係）

### 競争入札参加排除基準

#### 1 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない期間

|                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <p>1 政令第167条の4第2項第1号に該当する場合</p> <p>（例示）</p> <p>（1） 工事用資材等につき、設計書、仕様書等で指定されたもの以外の粗悪な品質のものを故意に使用した場合</p> <p>（2） 工事用原材料につき、故意に粗雑なものを使用したと認められる場合</p> <p>（3） 工事現場に搬入された検査済材料を故意に変更して使用した場合</p> <p>（4） 納入すべき物件につき、故意に粗悪な品質のものを混入させ、又は数量を偽った場合</p> <p>（5） その他これらに類する行為があったと認められる場合</p> | 2 年              |
| <p>2 政令第167条の4第2項第2号に該当する場合</p> <p>（例示）</p> <p>（1） 偽計又は威力をもって競争入札の公平な執行を妨げ、公訴を提起された場合</p> <p>（2） 競争入札において公正な価格の成立を妨げ、公訴を提起された場合</p> <p>（3） 競争入札において不正の利益を得る目的をもって連合し、公訴を提起された場合</p> <p>（4） その他これらに類する事実があったと認められる場合</p>                                                          | 1 年 6 カ月以上 2 年以内 |
| <p>3 政令第167条の4第2項第3号に該当する場合</p> <p>（例示）</p> <p>（1） 落札者が契約書その他これに類する書面を作成することを妨げ、又は落札者が契約保証金を納付すること等を妨げた場合</p> <p>（2） 偽計又は威力をもって契約者の当該契約の履行着手及び履行等を妨げた場合</p> <p>（3） 正当な理由がなく契約の履行場所への侵入路その他土地の使用</p>                                                                              | 1 年以上 2 年以内      |

|                                                                 |                                    |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 等について制限をする等により契約者の契約の履行を妨げた場合                                   |                                    |
| (4) その他これらに類する行為があつたと認められる場合                                    |                                    |
| 4 政令第167条の4第2項第4号に該当する場合                                        | 1年6カ月以上2年以内                        |
| (例示)                                                            |                                    |
| (1) 偽計又は威力をもつて監督員又は検査員の職務の執行を妨げた場合                              |                                    |
| (2) その他これに類する行為があつたと認められる場合                                     |                                    |
| 5 政令第167条の4第2項第5号に該当する場合                                        | 1年以上2年以内                           |
| (例示)                                                            |                                    |
| (1) 落札者が契約を締結しない場合                                              |                                    |
| (2) 自己の責めに帰すべき理由により契約を解除された場合                                   |                                    |
| (3) 保証人が当該契約を履行した場合                                             |                                    |
| (4) その他これらに類する事実があつたと認められる場合                                    |                                    |
| 6 政令第167条の4第2項第6号に該当する場合                                        | 代理人、支配人その他の使用人について決定された前各項の期間の残存期間 |
| (例示)                                                            |                                    |
| (1) 前各項の一に該当する事実があつた後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者 |                                    |

## 2 基準適用の原則

|                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、1の表各項のうち2以上の項に該当するときは、当該各項に定める期間の短期及び長期のうち、それぞれ最も長いものをもって当該排除期間の短期及び長期とする。                            |
| 2 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、政令第167条の4第2項の規定に該当し、かつ、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第2条第1項の規定に基づく指名停止基準に該当する場合は、政令第167条の4第2項の規定を優先して適用するものとする。 |
| 3 資格者が共同企業体の場合であつて、当該共同企業体が政令第167条の4第2項各号の一に該当した場合は、当該共同企業体及び当該共同体の構成員について同項の規定を適用するものとする。ただし、当該契約の履行に関し当該共同企業体の構成員が分担することとしてい          |

る場合であつて、当該共同企業体が政令第167条の4第2項第1号に該当した場合においては、同号に該当することとなる当該共同企業体の構成員について適用するものとする。

第1号様式 削除

第2号様式（その1） 削除

第2号様式（その2） 削除

第2号様式（その3） 削除

第2号様式（その4） 削除

第2号様式（その5） 削除

第3号様式 削除

第4号様式 削除

第5号様式 削除

第6号様式 削除

第7号様式 削除

第8号様式（第5条関係）